

宮城県連携会議
各団体からの意見

水産業関係団体からの意見（水産部会）

〔意見〕

- 海洋放出の方針決定にかかる国、東京電力の説明が甚だ不足していることに加え、海洋放出前に取り組む具体策が明示されず、また、我々水産業関係者が納得するまで協議が尽くされていない状況の中、宮城県の水産業界として海洋放出には反対。

- これまでの対応から東京電力は信用を失っており、水産業関係者には不信感しかないことを自覚し、信頼回復に努めるべき。また国は、国民に対する説明責任を果たすために前面に立って対応すべき。

〔要望〕

- 1 海洋放出以外の方法（陸上での処分等）を再検討し、その結果を示すこと。

- 2 国内外におけるこれまでの風評への取組とその評価を示すとともに、「安全」と「安心」は異なることを認識した上で、今後の風評抑制策を具体的に示すこと。

- 3 基本方針では、海洋放出までの間に、風評被害を懸念する利害関係者に対し、風評被害が生じた場合における賠償の方針等を丁寧に説明し、理解を得ることなどについて東京電力を指導することとしているが、これまでの賠償対応に対する東京電力への不信感を率直に認識し、国が前面に立って、風評被害の定義を明確化した上で、賠償の仕組みを具体的に示すこと。

- 4 基本方針決定後、既に新規取引の中止など風評被害が発生しているとの声がある中、風評による今後の経営環境悪化を防ぐための生産者、産地、流通、消費の各段階における振興策を早急に示すこと。

- 5 風評は消費者から発生し、影響が広範囲に広がることを認識した上で、消費者の宮城県の水産物、加工品に対する購入意欲醸成、販路確保のための取組など風評被害防止に向けた対策を大規模・継続的に行うこと。

- 6 いまだに輸入停止措置を講じている諸外国に対し、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう一層の働きかけを行い、その成果を示すこと。

- 7 震災後に実施している放射能検査等に係る経費について、国は継続的に負担すること。

水産業関係団体からの意見（宮城県食品輸出促進協議会）

〔要望〕

- 1 東京電力が「関係者の理解なしに処分をしない」という約束にもかかわらず、放水を決定した理由について十分な説明を行うこと。
- 2 国は、海外の政府、水産業界、消費者団体及び商業・流通業団体等に対し、海洋放出完了までのロードマップや処理水の安全性、放出後の継続モニタリング手法について、権威のある国際的な専門機関などの高い信用力を有する機関により、細かい情報発信に取り組むとともに、いまだに基準値を超える魚が漁獲される原因を徹底的に調査し、その原因を説明すること。
- 3 今後、海洋放出の方針の変更・停止・中止に関わらず、既に生じている風評被害に対し、国は賠償責任の実行を検討し、賠償に関する相談窓口の他、省庁横断的な企業相談窓口、消費者相談窓口を東電以外の政府機関に設置すること。
- 4 風評被害の発生確認方法について事前協議するとともに、風評被害の実態把握と根拠を企業側だけに求めるのではなく、外国政府や海外消費者などの協力を得て国側が調査すること。
- 5 国内外での売上等の減少、放射能関係の全量検査や産地証明の義務付けなどによる事業者の負担増が生じた場合、海洋放出前からの速やかな補償及び販売支援等の施策を講じること。

農業関係団体からの意見（宮城県農業協同組合中央会）

〔意見〕

- 令和3年4月13日、政府より発表された東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質を含む処理水の海洋放出決定については、隣県の第一次産業に携わる立場として極めて遺憾である。
- 原発事故以来、本県農畜産物は長期にわたる風評被害により、生産者が苦境に立たされ、今なお、汚染稲わら牧草や汚染堆肥の処理が進まず、特に農林水産品の禁輸措置といった大きな問題を抱えている。
- 政府は、海洋放出に対し、基準値を上回る安全性の確保と風評被害対策の徹底を行うとしているが、国民・国際社会に対する説明は十分とはいえず、漁業のみならず農業においても、深刻な影響の発生が危惧され、農業者の不安は計り知れない。

〔要望〕

- 1 農業者に対する丁寧な説明を行うとともに、風評被害への具体的対策を明示し、国民・国際社会において十分な理解が醸成されるまで、海洋放出は行わないことを求める。
- 2 海洋放出以外の処分方法についても引き続き検討するよう求める。

農業関係団体からの意見（宮城県農業会議）

〔意見〕

- 政府の基本方針決定により、海が汚染されたというイメージが発生し、日本は震災の被害者から、ずさんな管理で原発事故を起こした加害者となる。放出エリア沿岸に行ってみたいとか、そこで獲れた海産物を食べたいと思う人はいなくなり、負の遺産を次世代に残すことになる。
- 処理水の海洋放出によって、風評被害の拡大や海外における日本からの農林水産物等の輸入規制強化が懸念される。
- 米の輸出に注力する登米市の認定農業者から、風評被害でこれまでの努力が無駄になりかねないとの意見があった。
- 国や東電のこれまでの対応を見ると、基本方針等の実効性に疑問があり信用できない。

〔要望〕

- 1 透明性の高い議論により結論を導くべき。また、時間をかけても慎重に進めるべきであり、結論を先に延ばし、放出以外の手法を検討すること。
- 2 基本方針に基づくモニタリングや賠償方法などについて具体的に明示すること。特にモニタリング調査の具体的な実施方法と、海水、海洋生物及び周辺環境の放射性物質の測定結果の公表方法について早急に明示すること。
- 3 現時点では国民や国際社会の理解が得られていない状況であることから、国民等の理解を十分得て、安全性を国内外に発信すること。
- 4 処理水と一般の原発から排水される水との違いをわかりやすく丁寧に説明すること。特に処理水に含まれるトリチウム以外の放射性物質については、濃度を薄めて基準値以下になったとしても安心とはならず、むしろ風評被害を増幅させることから、総量を示すこと。
- 5 補償を含めた風評被害防止対策を確実に実行し、補償は、容易かつ永続的な被害認定を行うとともに、風評被害を払拭するための取組に要する経費を全て対象とすること。

観光業関係団体からの意見（宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合）

〔意見〕

- 政府基本方針決定により既に生じている影響等について現在情報はないが、観光業界は新型コロナウイルスの影響で甚大な被害を受けている最中であり、情報が埋もれている恐れがある。

- 安全性について十分に担保されると考えるが、頭で理解する事と気持ちが納得する事には隔たりがある。旅行は感情が最優先するため、処理水の海洋放出が旅行需要にプラスに働くことは全くなく被害は必至である。

- 特に、旅行の大きな目的の一つである当地の食材、中でも水産物は非日常感を演出する観光の要素であり、食材王国みやぎのブランドに傷がつくことが非常に懸念される。

〔要望〕

- 1 第一当事者である漁業関係者への丁寧な説明だけはいただきたい。

- 2 国は、国内はもちろん、海外（インバウンド）に対しても丁寧な説明をするとともに、「気持ちの払しょく」のため、先導して観光振興について案内すること。

- 3 基本方針に記載された「各省庁が当面取り組むべき措置」について、福島県だけではなく「宮城県」、「近隣県」を早急に対象に加えること。